

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○ 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三六

告 示

○ 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 三七

○ 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三七

○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 三七

○ 二級河川の指定を変更する件 三七

○ 二級河川を指定する件 三九

公 告

○ 落札者を決定した件 三六

○ 砂利採取業務主任者試験を実施する件 三六

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行会津支店の項中「株式会社東邦銀行会津支店」を「株式会

社東邦銀行会津営業部」に改める。

附 則

この規則は、令和四年九月五日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第五百七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和四年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	二頭	須賀川市	令和四年八月十七日	殺処分

（畜産課）

福島県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
伊達市梁川町大関字石蔵山七の一、七の三、七の五〇
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 加藤儀重 加藤太吉 玉根徳四郎 佐久間七之丞 佐久間周吉 佐久間巳之助 佐久間利助 佐久間祐助 佐々木桂治郎 佐々木清右エ門 佐々木清兵エ 佐々木定七 佐々木伴右エ門 佐々木伴七 佐々木巳作 児玉佐平 尾形伊之吉 尾形幾松 尾形新重郎 尾形瀬左エ門 富田平内 二階堂利蔵
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年福島県告示第五百号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 赤石沢勝司 赤石沢説 赤石沢武 赤石沢千恵子 赤石沢豊 赤石沢律 伊東重典 遠藤清勝 遠藤清一 遠藤春夫 遠藤三夫 奥山重政 小山田秀雄 後藤恒男 後藤トシ 後藤基衛 後藤リキ 斎藤ミノリ 酒井調治 佐々木綱三 佐藤伝 鈴木富治 高橋福寿 戸沢ミツエ 前田サツ子 渡部喜造
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件（令和四年福島県告示第四百九十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百八十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

令和四年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

水系名	区分		河川名	区		間
	変更前	変更後		上流端	下流端	
鮫川	中田川	旧中田川	左岸 いわき市錦町入原一番の一地先 右岸 同 市錦町安良町一三二番地先	左岸 いわき市錦町入原一番の一地先 右岸 同 市錦町安良町一三二番地先	中田川への合流点	鮫川への合流点
					中田川への合流点	

（河川計画課）

福島県告示第五百八十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項の規定により、二級河川を次のとおり指定する。

令和四年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

水系名	河川名	区		間
		上流端	下流端	
鮫川	中田川	左岸 いわき市錦町中央二丁目四番一地先 右岸 同 市錦町中央二丁目四番二地先	鮫川への合流点	

（河川計画課）

公 告

公告第210号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県河川流域総合情報システム開発業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年8月26日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県河川流域総合情報システム開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 5 落札金額
499,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年5月10日

（土木総務課）

公告第二百一十一号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年8月26日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

令和4年11月11日（金）午前10時から正午まで

二 試験場所

福島県庁 本庁舎五階 正庁（福島県福島市杉妻町二番十六号）

三 受験願書の提出期間

令和4年9月20日から同年10月11日まで（郵送による場合は、同年10月11日

までの通信日付印のあるものを有効とする。）

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄

に貼って納入すること（消印はしないこと）。

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせのこと。

（技術管理課建設産業室）